

六ヶ所村新庁舎建設基本構想

3.2 基本理念及び基本方針、6.3 評価項目の設定について

3.2 基本理念及び基本方針

3.2.1 目指す姿

『未来をともに創り、世界とつながる六ヶ所村』

目指す姿には、急速に発展を遂げるDXの効果的な活用により次世代のライフスタイルに適応した行政サービスの実施を可能とするとともに、庁舎機能だけでなく変わりゆく社会やニーズに対応可能となる機能の拡張性を重視した新庁舎の整備を目指す思いを込めた。

また、エネルギー技術の集積地として世界中から集まる研究者を温かくもてなし六ヶ所村の魅力を発信する、そんな六ヶ所村の拠点となる庁舎の実現を表している。

六ヶ所村新庁舎建設に向けて村民意見を幅広く得るために実施した村民アンケート及び村民ワークショップでは、新庁舎へ求める要素として、未来の世代のことを考えた庁舎整備、ICT技術の利活用、国際交流の場として整備、等といった意見が寄せられた。

3.2.2 基本理念と基本方針

表1 基本理念と基本方針

基本理念	基本方針
あらゆる災害に備え、防災の拠点となる庁舎	①防災拠点機能を充実させた庁舎 ②災害に強い庁舎
まちづくり拠点となり、人々が集い憩う庁舎	①住民サービスの充実を目指した庁舎 ②住民に開かれた庁舎
効率性が高く、未来を見据えた庁舎	①高度情報化に対応できる庁舎 ②環境にやさしい庁舎 ③行政事務を効率的に行うための機能を持った庁舎 ④機能的な議会運営を可能とする庁舎

参考：新庁舎建設の基本的な考え方（素案）

- ① 防災拠点機能を充実させた庁舎
- ② 災害に強い庁舎
- ③ 住民サービスの充実を目指した庁舎
- ④ 高度情報化に対応できる庁舎
- ⑤ 環境にやさしい庁舎
- ⑥ 住民に開かれた庁舎
- ⑦ 行政事務を効率的に行うための機能を持った庁舎
- ⑧ 機能的な議会運営を可能とする庁舎

6.3 評価手法及び評価項目の設定

6.3.1 評価の重要度設定

各評価項目について、アンケート及びワークショップの結果や基本理念、基本方針を踏まえた重要度を設定する。

- ・ 3段階の「A」、「B」、「C」で評価項目ごとに重み付けを設定
- ・ A：評価点の3倍、B：評価点の2倍、C：評価点の1倍

各評価項目の重要度を設定するにあたり、以下の3点を重視した。重要度への反映は表2に示す通りである。

- ① 新庁舎建設に当たっての必須条件
- ② 検討委員会委員の意見や村民アンケートなどにおいて、重要視する意見が多かったもの
- ③ 基本理念

表1 重要度設定の考え方

重要度	①新庁舎建設の必須条件	②重要視する意見の量	③基本理念
A	○	多い	○
B	—	比較的多い	—
C	—	少ない	—

A：下記[]内のいずれかに当てはまるもの

[①に当てはまるもの、②の意見が多かったもの、③を踏まえるもの]

B：①③に当てはまらないもの、②の意見が比較的多かったもの

C：①③に当てはまらないもの、②の意見が少なかったもの、

それぞれの候補地の条件が同じであって、重要度を付けても採点に差が生じないもの

上記を踏まえ、以下に各評価項目及びそれぞれの重要度を示す。

表2 評価項目及び重要度（案）

評価項目	重要度（案）	設定理由
(1) 庁舎へのアクセス	A	② 検討委員会の意見や村民アンケート等において、重要視する意見が多く寄せられたため
(2) 法規制（都市計画の指定状況）	A	① 新庁舎建設に当たっての必須条件のため（庁舎設置の可否に係るため）
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設立地状況	B	② 検討委員会の意見や村民アンケート等において、重要視する意見が比較的多く寄せられたため（中程度）
(4) 災害特性	A	① 新庁舎建設に当たっての必須条件のため ② 村民アンケート等において、重要視する意見が多く寄せられ、検討委員会委員から重要視する発言も有ったため ③ 基本理念「あらゆる災害に備え、防災の拠点となる庁舎」を踏まえて設定
(5) 敷地面積の確保	C	必要敷地が確保可能な土地から候補地を設定しているため
(6) 庁舎を核とした村の発展性	A	② 検討委員会委員から重要視する発言が有ったため ③ 基本理念「効率性が高く、未来を見据えた庁舎」を踏まえて設定
(7) 村民の憩いの場	A	② 村民アンケート等において、重要視する意見が比較的多く寄せられたため ③ 基本理念「まちづくり拠点となり、人々が集い憩う庁舎」を踏まえて設定
(8) 施工条件	C	いずれの候補地も施工上の制約が少なく、それぞれの候補地による差がないため

6.3.2 評価点について

各評価項目について、「○、△、×」のそれぞれに点数を設定する。

- ・ ○：評価項目の条件を満たしている
- ・ △：対策を講じることで評価項目の条件を満たす
- ・ ×：評価項目の条件を満たしていない

⇒ ○：2点、△：1点、×：0点

表3 重要度ごとの評価点

評価	重要度		
	A	B	C
○	6点	4点	2点
△	3点	2点	1点
×	0点	0点	0点

6.3.3 評価項目の一覧とその内容

評価項目の一覧とそれぞれの重み付け、具体的な評価内容を以下に示す。

表 4 評価項目一覧とその内容

評価項目	具体的な評価内容	評価基準（案）	重要度
(1) 庁舎へのアクセス	①国道や県道等に面しているか 国道や県道等に面しているか、面していないか	○：国道・県道に面している △：－ ×：国道・県道に面していない	A
	②利用者が容易に来庁できるか （公共交通等） 利用者が容易に来庁できるか（公共交通等の利用）	○：至近にバス路線の停留所がある △：－ ×：至近にバス路線の停留所がない	
	③村内の各所への移動時間に大きな差がないか 村内の各所への移動時間に大きな差がないか（30分以上の差がない）	○：各所への車での移動時間が30分未満 △：－ ×：各所への車での移動時間が30分以上	
	④村のゲートウェイとしてふさわしい場所か 次世代エネルギーパークなどの観光案内窓口としてふさわしい場所か	○：外部アクセス、観光地との接続性が良い △：いずれかは満たしている ×：外部アクセス、観光地との接続性が悪い	
(2) 法規制 都市計画の指定状況	下記区域の指定状況から評価 ・市街化区域 ・市街化調整区域	○：市街化区域内 △：市街化調整区域内 ×：－	A
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設立地状況	周辺の施設立地状況から周辺への影響を評価	○：周辺公共施設等が充実している △：ある程度公共施設等が立地している ×：周辺には公共施設等が無い	B
(4) 災害特性	①津波災害 下記区域の指定状況から評価 六ヶ所村津波・高潮ハザードマップによる ・浸水区域 ・要避難区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
	②原子力災害 下記区域の指定状況から評価 ・東通原子力発電所のUPZ ・再処理工場のUPZ	○：各区域に含まれていない △： ×：各区域に含まれている	
	③石油コンビナート災害 下記区域の指定状況から評価 ・石油コンビナート計画に基づく災害の影響を及ぼす範囲	○：影響範囲に含まれていない △：軽微なエリア調整で影響範囲外にできる ×：影響範囲に含まれている	
	④土砂災害 下記区域の指定状況から評価 土砂災害ハザードマップによる ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	
	⑤洪水 下記区域の指定状況から評価 高瀬川及び小川原湖の増水等を想定した ・洪水ハザードマップの浸水区域 ・村内小河川の氾濫の想定	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	

評価項目		具体的な評価内容	評価基準（案）	重要度
(5) 敷地面積の確保	①敷地面積	基本構想(案)「5. 新庁舎の規模」で算出した敷地面積(30,000㎡程度)を参考として、確保できる面積を評価 ※30,000㎡以上の面積が確保できるか	○：必要面積を確保できる △：— ×：必要面積を確保できない	C
	②所有者		○：村有地のみ △：複数の所有者がいるため調整が必要 ×：—	
(6) 庁舎を核とした村の発展性	まちづくり拠点としての拡張性	村の新たな発展を見込んで庁舎周辺に新しい施設整備が可能な敷地か	○：庁舎機能以外の用途として確保可能な平坦なスペースがある △：庁舎機能以外の用途として確保可能なスペースがあるが、造成が必要 ×：庁舎機能以外の用途として確保可能な平坦な敷地がなく、造成も困難	A
(7) 村民の憩いの場	多様な世代の村民が集い、くつろげる空間	日常的に村民が集い、多世代が交流し、寛げる憩いの場としてふさわしい環境か ・候補地周辺のレクリエーション等に係る施設の立地状況	○：憩いの場に相応しい環境である（周辺に憩いの場がある場合を含む） △：工夫次第で憩いの場とすることは可能 ×：憩いの場には適していない	A
(8) 施工条件	新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	敷地造成や平地の確保、工事車両動線の確保、周辺環境との調和など	○：平坦な敷地が十分に確保されている △：軽微な造成により敷地確保が可能 ×：大幅な造成が必要	C